

基本契約で定められた最低購入量の購入義務違反による損害賠償

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 8 月 26 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 2870 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 請求認容
【参 照 法 令】 民法 415 条・416 条 1 項
【掲 載 誌】 金判 1675 号 50 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25596088

流通経済大学准教授 大塚哲也

事実の概要

X（各種駐車場装置などの製造および販売を行う株式会社）は、平成 24 年 4 月、A 社（中華人民共和国天津市の会社）とともに、同市に所在する C 病院の立体駐車場システム導入事業（以下、「本件事業」という。）を共同で進めることとなった。契約締結に向けた交渉の結果、平成 25 年 12 月 13 日、X、Y（卸・小売業および貿易業等を目的とする株式会社）および B 社（A 社の子会社）の間で、X が製造する立体駐車場システムの重要部品について、X が Y を経由して B 社に販売する旨の販売店基本契約（以下、「本件契約」という。）が締結された。本件契約には、X が Y に対して中国国内での B 社に対する重要部品の独占的販売権を授与し（3 条 1 項）、X は、上記地区内で、Y または B 社以外の第三者を通じて重要部品の販売を行わない（同 2 項）との規定とともに、Y と B 社は、契約の有効期間内（契約締結日より 3 年間）において、最低でも 520 台分の重要部品を X から購入する旨の規定（5 条 1 項）および立体駐車場システムについて政府機関の認可が得られなかった場合は同項を適用しないとする規定（同条 2 項）が置かれている。なお、最低購入量にかかる規定は X の提案によるものであるが、提案に際して、X は、Y に対し、重要部品については購入してもらうこととするのか、1 台につき 2 万円のロイヤルティを支払ってもらうこととするのか、2 つの案があったところ、前者とすることで方向性が決まったことから、一定台数を購入してもらわないと利益が十分上がらないため、必須の条項であると説明している。

X と Y は、本件契約締結の同日、X が Y に対し立体駐車場の試作機の重要部品 40 台を売却することを内容とする個別売買契約（以下、「本件個別売買契約」という。）を締結し、重要部品 40 台が B 社の倉庫に運ばれた。しかし、平成 26 年 2 月頃、本件事業が頓挫したため、重要部品の個別売買契約は本件個別売買契約を除き締結されず、また、本件個別売買契約にかかる重要部品 40 台は、少なくとも本件事業が頓挫した当時においても、梱包されたままで組み立てすらされていない（立体駐車場システムについては、政府関係機関の認可も得られていない）。

本件は、以上の事実関係のもとで、X が、Y に対し、Y は本件契約に基づき重要部品 480 台を購入する義務を負うのにこれを履行しないとして、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、重要部品 480 台の売却による得べかりし利益 7557 万 2352 円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求めるものであり、① Y による最低購入量の購入義務違反の有無および②損害の発生およびその額が争点となった。

判決の要旨

本判決は、要旨以下のように判示して、X の請求を全部認容した。

1 Y による最低購入量の購入義務（本件契約 5 条 1 項）違反の有無について

「本件契約……の文言のほか、上記……交渉経過に照らしても、本件契約 5 条 1 項に基づき、Y が重要部品の最低購入量として 520 台の購入義務を負うことは明らかである。」

「Yは、本件契約5条2項の適用条件である『政府関係機関の認可が得られなかった場合』とは、試作機自体が完成に至らず、試作機に係る認可の申請すら行われていない場合も含まれる」と主張し、本件では同項が適用されるから、Yは最低購入量を購入する義務を負わないとも主張する。しかし、……本件契約5条2項は、認可に向けてY又はB社がそれぞれ求められる業務を遂行することが当然の前提となっているというべきである。そうすると、……本件事業が頓挫することとなった平成26年2月時点においても、B社に出荷された重要部品は梱包されたまま組み立てられることもなく置かれていたこと、……YやB社及びその関連会社において……事業を遂行するために必要な資料をXに求めたとは認められず、Y又はB社において認可の申請に向けて業務を遂行できなかったことについてやむを得ないというべき事情が伺えないことからすると、Y又はB社は、適切に業務を遂行していなかったものといわざるを得ず、同項を適用する前提を欠くというべきである。」

「Yは、上記のほか、……最低購入量の購入義務違反の効果について、本件契約には損害賠償請求の規定がないことから、Yは損害賠償義務を負わないとも主張する。しかし、……損害賠償請求権が規定されていないことをもって民法の債務不履行による損害賠償請求権が直ちに排除されるわけではなく、本件契約において、損害賠償請求を制限するような規定がないことからすると、上記……の主張についても採用することができない。」

2 損害の発生および額について

「……、重要部品の売却におけるXの粗利益率は39.4パーセントであると認めるのが相当である。そして、……重要部品の単価については、当初の見積りどおり、単価39万9600円で個別売買契約が締結された蓋然性が高いというべきである。そうすると、重要部品480台が売却できたことによるXの得べかりし利益は、7557万2352円（39万9600円×480台×39.4パーセント）と認めるのが相当である。」

判例の解説

一 本判決の意義

特定の相手方と将来に渡り継続的に複数回の契

約を締結しようとする場合、それぞれの個別契約に共通する内容や当事者間の基本的な権利義務について、基本契約という形で予めまとめて合意することがある。特に、メーカー等が海外向けに商品を販売するときには、現地の事業者や商社等を販売店とする販売店基本契約が結ばれることが多く、そのような基本契約では、販売店に指定された者に一定地域での商品の独占販売権を認める一方で、商品の販売成績が上がらない場合のリスク回避のために、一定期間の最低購入量や最低購入金額（以下、「最低購入量等」という。）に関する規定が置かれることが少なくない¹⁾。もっとも、こうした規定に基づいて買主が最低購入量等の購入義務（以下、「最低購入義務」という。）を法的義務として負うことになるのか、また、これに違反した場合にいかなる効果が生じるのかについての検討は、これまであまりなされてこなかった。本判決は、この点につき、本件契約の文言および交渉経過を参照しながら、Yに最低購入義務が課されることを肯定するとともに、当該義務の違反を理由に、最低購入量の個別契約の締結によって得べかりし利益の賠償を肯定したものである。

二 契約交渉の挫折と当事者の責任

本件は、基本契約が結ばれたものの個別契約の締結に至らなかった事案であり、個別契約の締結に向けた交渉が挫折した場合であるといえるが、従来の学説では、契約交渉が挫折した場合の当事者の責任について次のような議論がなされてきた。

一方で、裁判例の分析によると、従来の裁判例では、交渉を破棄した者の矛盾行為に対する非難や相手方の信頼保護という要素に着目して交渉破棄に対する責任が認められ、契約の締結を信頼したために出捐した費用の賠償が認められることはあるものの、締結されなかった契約にかかる履行利益の賠償までは認められてこなかったと指摘されている²⁾。

他方で、契約交渉過程で当事者が交わした合意についての検討も行われており、主なものとしては、中間的合意論および予約の段階化に関する議論が挙げられる。前者は、契約交渉過程で交わされた合意につき、その内容に即した「契約」としての法的効果を認めるべきとの理解に基づき、交渉挫折による責任の根拠をこれらの合意に求める

ものである³⁾。具体的な責任の内容としては、終局的な契約が締結されていない以上、原則として信頼利益の賠償のみが認められるとする見解⁴⁾もあるが、履行利益の賠償まで認められうるとの見解⁵⁾も近時では有力である。これに対して後者は、本契約締結のための予備的合意である「予約」を段階的に捉え、それぞれの段階に応じた効果を認めるものである。代表的な見解によれば、予約の効果として本契約の履行請求権や本契約の履行に代わる損害賠償請求が肯定されることもありうると主張されている⁶⁾。以上の他、近年では契約の段階化という観点から基本合意に基づいて個別取引が行われる場面についての検討もなされており、基本合意に基づく個別契約締結義務についての分析もなされているが、その違反の効果については基本合意の解釈によるとの一般論が示されるにとどまる⁷⁾。

本判決は、契約の段階化という観点から検討されてきた事案につき、基本合意の解釈についての具体的な判断を示したものとして位置付けられる。

三 従来の裁判例

基本契約中の最低購入量等に関する規定について争われた従来の裁判例として以下のものがある。

東京地判平 25・12・4（判時 2245 号 52 頁）は、Y（日本法人）との間で電子機器の製造に関するライセンス契約および売買基本契約を締結し、Y から部品の提供を受けて製造した商品を Y に販売していた X（香港法人）が、Y に対して、納品済製品に関する未払い代金等の支払いを求めたのに対し、Y が、X が売買基本契約に定める最低購入額の部品を購入しなかったことを理由とする損害賠償請求権があるとして、これと X による上記請求権との相殺を主張した事案について、上記各契約には最低購入額と実際の購入額との差額の損害賠償義務に関する規定は存在せず、相手方が義務を履行しない場合の効果としては、技術情報の不提供やライセンス契約の解除が規定されていることなどから、X の損害賠償義務の発生を否定し、Y による相殺の抗弁を排斥した。

これに対して、東京地判平 27・2・13（判時 2265 号 47 頁）は、Y（日本法人）との間で独占的製品供給契約を締結した X（イタリア法人）が、

Y が上記供給契約で定められた最低購入義務に違反したことを理由に損害賠償を請求した事案について、上記供給契約では「最低購入注文金額分を購入することに同意する」ことが定められており、それに違反した場合の効果としては、上記供給契約を解除できる旨の定めがあるのみで、損害賠償の予定や違約金を支払う旨の文言がないことを理由に、最低購入注文金額の定めを違約金の定めとする合意があったとは認められないとしつつ、X 製品の製造原価は X の Y に対する販売価格の 2 分の 1 と認めるのが相当であり、最低購入金額の不足額から製造原価相当額を控除した金員については、逸失利益として X の損害と認めることが相当であるとして、逸失利益の損害賠償を肯定した。

他方で、東京地判平 28・3・22（公判物未登載、LEX/DB25535550）は、Y（日本法人）との間でソフトウェア使用許諾に関する基本契約を締結した X（スイス法人の完全子会社）が、上記基本契約の締結と近接した日付の合意書の記載に基づき、Y は X から少なくとも 100 万米ドルに相当するライセンスを購入することを約し、購入量がその約定に達しなかった場合、約定した金額と購入金額との差額を X に支払うことを約束したとして、差額等の支払いを求めた事案について、上記基本契約の締結に至る当事者間の交渉の経緯を詳細に検討し、上記合意書の成立の真正を否定することで、上記合意書に定められた精算金合意に基づく X の請求を棄却した。

以上のように、従来の裁判例は、基本契約の文言および基本契約の締結に至る交渉経緯に照らして最低購入義務の有無を判断してきたが、基本契約中に損害賠償についての規定が存しない場合の最低購入義務違反の効果については、損害賠償を否定するものと逸失利益の損害賠償を肯定するものとに分かれていた。

四 本判決の分析

1 最低購入義務違反の認定

本判決は、本件契約の文言および交渉経過に照らして、本件契約に基づき、Y が重要部品について最低購入義務を負うと判断したものであり、従来の裁判例の判断枠組みを踏襲している。

なお、本判決では、試作機について「政府関係機関の認可が得られなかった場合」には Y は購入義務を負わないとする本件契約中の規定（5 条 2

項)の適用の有無も争われたが、結論として、Yらが適切に業務を遂行していなかったことを理由にその適用が否定されている。このような判断は、最低購入義務違反が認められた場合における買主の免責の可否の判断と重なるものであるが、従来の裁判例ではみられなかったものである⁸⁾。本判決でこの点が問われたのは、本件契約5条2項の存在に加えて、本件契約が外国政府の認可を要する事業の遂行を目指して締結されたものであり、認可が得られなければ契約目的を達成しえないものであったためである。

2 損害賠償請求権の有無

従来の裁判例は、基本契約上の最低購入義務違反による損害賠償請求権の発生を肯定するものと否定するものとに分かれていたところ、本判決はこれを肯定した。

最低購入義務違反の効果について、実務上は、①基本契約の解除事由とする、②買主に一定地域での独占的な販売権が認められている場合には独占的販売権の撤回根拠とする、または③損害賠償あるいは購入した場合と同額の金銭の支払義務を認めるといった効果を基本契約中に規定することも多いが⁹⁾、そのような規定が存在しない場合には、一般的なルールが存在しないため、基本契約の解釈に委ねられることになる。

本契約では最低購入義務違反の場合の効果について定めた規定は存在しないようであるが、そうだとすると、最低購入義務を法的義務として承認するのであれば、その違反に対しては損害賠償が認められるのが原則であると考えられること、本件契約はYに対して中国国内での重要部品の独占的販売権を授与するものであるため、最低購入量の個別契約が締結されない場合にはXの損失補填が必要となること、また、本件契約の締結交渉においても、Xは、Yに対して、一定台数を購入してもらわないとXに利益が上がらないと説明していたことに照らせば、損害賠償請求権の発生を肯定した本判決の判断は妥当なものである。

3 損害賠償の範囲

最低購入義務違反による損害賠償の範囲につき、本判決は、重要部品の単価に未購入数量を乗じた金額に、重要部品の売却における粗利益率を乗じた金額を逸失利益として損害賠償の対象としており、その計算方法について可否はあるものの¹⁰⁾、最低購入量等の個別契約が締結された場

合の売上高から製造原価を控除する点では前掲東京地判平成27年判決と同様の判断をしている。

本判決では、基本契約上の最低購入義務が履行された場合に売主が得たであろう利益が賠償されるべき逸失利益とされているが、これは締結されなかった最低購入量等の個別契約にかかる履行利益と等しいものである。そのため、本判決の判断は、契約交渉の挫折事案について、契約交渉過程で交わされた合意に基づき、締結されなかった本契約にかかる履行利益の賠償を肯定する近時の学説と整合する。もっとも、履行利益の賠償を否定する見解からも、本件のように買主に一定地域での独占的販売権が認められる事案では、売主は、買主との間で最低購入量等の個別契約が締結されると信じたことで、他の事業者との取引機会を失ったと評価し、その場合の損害額を最低購入量等の個別契約が締結された場合の売上高を基礎に算定するのであれば、本判決と同様の結論を導くことは可能であろう。

なお、本件では争点とならなかったが、個別契約の締結が困難になった場合には、売主に損害軽減義務が認められ、その違反を理由に賠償額が減額されることもありえよう¹¹⁾。

●—注

- 1) 牧野和夫ほか『国際取引法と契約実務〔第3版〕』(中央経済社、2013年)256頁。
- 2) 池田清治『契約交渉の破棄とその責任』(有斐閣、1997年)37頁。
- 3) 鎌田薫「売渡承諾書の交付と売買契約の成否」ジュリ857号(1986年)114頁。
- 4) 河上正二「『契約の成立』をめぐる(2・完)」判タ657号(1988年)26頁。
- 5) 中田裕康『契約法(新版)』(有斐閣、2021年)125頁。
- 6) 椿寿夫「民法学における幾つかの課題(11・完)」法教235号(2000年)38頁。
- 7) 中田・前掲注5)128頁。
- 8) 売主の受注義務違反が争われた事案では、買主の信用不安や基本契約上の義務違反を理由に受注を拒否した売主の免責を認めた裁判例(東京地判昭58・12・19判時1128号64頁ほか)がある。
- 9) 山本孝夫『英文ビジネス契約書大辞典(増補改訂版)』(日本経済新聞社、2014年)564頁。
- 10) 匿名記事「本件判批」金判1675号(2023年)50頁は、本件判決が用いた粗利益の概念が会計学上の粗利益と同一ではないと指摘する。
- 11) 豊島真「海外企業との取引基本契約」Business Law Journal2011年5月号(2011年)25頁。